

# 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

## 1. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは

農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第6条に基づき市町村が定める構想（以下市町村基本構想）であり、地域の今後の農業振興の方向性、農業経営規模や生産方式に応じた効率的かつ安定的な経営指標のほか、利用権の設定を含む農地の集積に関する事項等を定めた構想です。同法第5条に基づき県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即した構想とすることと、農業者や農業者団体等（農業協同組合、農業委員会等）の意見を反映させることとなっています。

## 2. 今回の見直しの経緯

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）が平成26年3月1日付け新たに施行されたことと、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「基盤促進法」という。）の一部改正が平成26年4月1日に施行されたことを受けて、佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下県基本方針）が平成26年4月に一部変更されました。今回の基本構想の見直しはこの県基本方針の変更に伴うものである。

## 3. 今回の主な見直しのポイント

- ①「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標」及び「新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標」を新たに記述。
- ②「第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」を新たに記述。（主な営農類型別に、青年等が目標とすべき経営規模、生産方式等を具体的に記述）
- ③「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」に「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」を新たに記述。
- ④「第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」に「農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携」を新たに記述。